

# 公共関与最終処分場のご紹介

一般財団法人広島県環境保全公社は、昭和57年4月に設立され、現在、県内2か所の処分場で廃棄物の最終処分（埋立）業務を実施しています。

## 所在地

本社 〒730-0037 広島市中区中町8-18

広島クリスタルプラザ4F

Tel 082-544-2361（代表）

Fax 082-544-2362

<https://www.khk-hiroshima.or.jp>

Mail [somu@khk-hiroshima.or.jp](mailto:somu@khk-hiroshima.or.jp)

箕島管理事務所 〒721-0956 福山市箕沖町107-1

Tel・Fax 084-953-6074

出島管理事務所 〒734-0013 広島市南区出島4-1-4

Tel 082-546-9300

Fax 082-546-9302



# 受入れ産業廃棄物

県内で発生したものに限りです。詳しくはホームページで確認してください。

種 類	受 入 基 準	種 類	受 入 基 準
ガラスくず, コ ンクリートくず (工作物の新築, 改築, 又は除去 に伴って生じた ものを除く。) 及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径が30cm以下であること。</li> <li>3. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。</li> <li>4. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。</li> </ol>	汚泥	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>3. 含水率が85%以下に脱水されていること。</li> <li>4. N-ヘキサン抽出物質(油分)が1%以下であること。</li> <li>5. 無機性のものであること。</li> <li>6. 悪臭を発生しないものであること。</li> </ol>
	がれき類		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径が30cm以下であること。</li> <li>3. 可燃物を除去してあること。</li> <li>4. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。</li> <li>5. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。</li> </ol>
箕島処分場における安定型産業廃棄物の受入は令和7年3月末で終了します。			燃え殻
			ばいじん

## 箕島処分場

- ・所在地：福山市箕沖町
- ・受入時間：平日の8:45～12:00, 13:00～16:45
- ・特徴：片押し工法
- ・面積：約12ha, 埋立容量：約69万 $m^3$
- ・主要施設：管理棟（計量）, 余水処理施設
- ・残存容量：97千 $m^3$ (R5.11時点)

※ 安定型産業廃棄物の受入は令和7年3月末で終了



## 出島処分場

- ・所在地：広島市南区出島四丁目及びその地先
- ・受入時間：平日の9:00～12:00, 13:00～16:30
- ・特徴：建屋内受入れ, 薄層散布工法
- ・面積：17ha, 埋立容量：約190万 $m^3$
- ・主要施設：管理棟, 計量棟, 受入施設, 投入台船, 余水処理施設
- ・残余容量：1,280千 $m^3$ (R6.3時点)



## 処分依頼手続き

- ・処分依頼書を本社事業課へ提出してください。  
(書類はホームページで確認ください。)
- ・書類審査及び現地調査(必要に応じ)を行います。
- ・処分承諾書及び処分委託契約書(2部)、搬入カード等を送付します。

## 処分料金

安定型	ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類	7,000円/ t
管理型	鉱さい, 汚泥(建設系)	8,000円/ t
	ばいじん, 燃え殻, 汚泥(非建設系)	10,000円/ t

(消費税及び地方消費税は含まない。)

- (注) 1.重量は処分場のトラックスケールで計量します。  
2.料金は1カ月単位で集計して請求します。  
3.上記料金のほか、1t当たり1,000円の広島県産業廃棄物埋立税が必要です。

## マニフェスト

- ・紙及び電子マニフェストが利用できます。

令和6年11月 一般財団法人広島県環境保全公社

<https://www.khk-hiroshima.or.jp/>

